

判決年月日	平成 1 7 年 9 月 1 5 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 1 7 年(行ケ) 第 1 0 1 3 4 号		
○ 郵便ポストの登録意匠が類似意匠に当たるとしてその登録を無効とした審決を是認した事例			

(関連条文) 意匠法 3 条 1 項 2 号 , 3 号

本件は , 意匠に係る物品を「郵便ポスト」とする原告の本件登録意匠につき , 被告 (日本郵政公社) が意匠登録無効審判請求をしたところ , 特許庁が原告の意匠登録を無効とする旨の審決をしたため , 原告がその取消しを求めた事案である。

審決の理由の要旨は , 郵政省が配布した平成 8 年 7 月 8 日付け「郵務局長定例記者会見配布資料」(本件配布資料) は本件出願前に頒布された刊行物に該当するとした上で , 本件登録意匠は , 本件配布資料のうち , 「資料 2 新型郵便ポストの設置について」所載の「準中型」の意匠 (甲号意匠) に類似するから , 意匠法 3 条 1 項 3 号等に該当するとしたものである。

本判決は , 本件配布資料の「頒布された刊行物」該当性につき , 以下のとおり判示して , これを肯定した。

「 本件配布資料は , 平成 8 年 7 月 8 日 , 郵務局長の局長定例会見において , 郵政省が平成 8 年度から新型郵便ポストが全国に配備されること , 新型郵便ポストの形状等の外観 , 現在のポストからの改善点等を報道機関を通じて国民に周知するため , 郵政記者クラブ , 飯倉クラブ , 郵政省テレコム記者会の各記者クラブ所属の各社に配布されたこと , 上記局長定例会見時における本件配布資料の配布先は , 郵政記者クラブに 50 部 , 飯倉クラブに 13 部 , 郵政省テレコム記者会に 13 部 (合計 76 部) であったこと , 本件配布資料の記載事項は公開することを目的としており , 上記各記者クラブ所属の報道機関以外の記者の取材の申込みに応じて , 本件配布資料を交付したり , 一般人に対しても電話照会等を通じて特に希望があれば , 本件配布資料を交付することが可能であったこと , そして現に配布翌日の平成 8 年 7 月 9 日の各新聞に , 新型ポストの写真入りでその概要が報道され , また平成 8 年 8 月に郵政省広報誌「POST 21」(1996 年 8 月号) (郵政弘済会発行) に本件配布資料の外観図と全く同じ外観図が掲載されていることが認められる。

そうすると , 本件配布資料は , 不特定又は多数の者に対し頒布により公開することを目的として複製された文書であって , 現実社会に頒布されているのであるから , 意匠法 3 条 1 項 2 号の「頒布された刊行物」に該当するものと認めるのが相当である。」

その上で , 本判決は , 本件登録意匠が甲号意匠と類似するとした審決の判断に格別不

合理的な点は認められないなどとして、原告の請求を棄却した。